建物附属設備	
電気設備（照明設備を含む。）	
蓄電池電源設備	六
その他のもの	十五
給排水又は衛生設備及びガス設備	十五
冷房、暖房、通風又はボイラー設備	
冷暖房設備（冷凍機の出力が二十二キロワット以下のもの）	十三
その他のもの	十五
昇降機設備	
エレベーター	十七
エスカレーター	十五
消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備	八
エアカーテン又はドアー自動開閉設備	十二
アーケード又は日よけ設備	
主として金属製のもの	十五
その他のもの	八
店用簡易装備	三
可動間仕切り	
簡易なもの	三
その他のもの	十五
前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの	
主として金属製のもの	十八
その他のもの	十
建物及び建物附属設備	
開発研究用のもの	
建物の全部又は一部を低温室、恒温室、無響室、電磁しゃへい室、放射性同位元素取扱室その他の特殊室にするために特に施設した内部造作又は建物附属設備	五
構築物	
送配電用のもの	
配電用のもの	
鉄塔及び鉄柱	五十
鉄筋コンクリート柱	四十二
木柱	十五
配電線	三十

引込線	
添架電話線	二十
地中電線路	三十
	二十五
電気通信事業用のもの	
通信ケーブル	
光ファイバー製のもの	十
その他のもの	十三
地中電線路	二十七
その他の線路設備	二十一
放送用又は無線通信用のもの	
鉄塔及び鉄柱	
円筒空中線式のもの	三十
その他のもの	四十
鉄筋コンクリート柱	四十二
木柱	十
アンテナ	十
接地線及び放送用配線	十
農林業用のもの	
主としてコンクリート造、れんが造、石造又はブロック造のもの	
果樹棚又はホップ棚	十四
その他のもの	十七
主として金属造のもの	十四
主として木造のもの	五
土管を主としたもの	十
その他のもの	八
広告用のもの	
金属造のもの	二十
その他のもの	十
競技場用、運動場用、遊園地用又は学校用のもの	
スタンド	
主として鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	四十五
主として鉄骨造のもの	三十
主として木造のもの	十
ネット設備	十五
野球場、陸上競技場、ゴルフコースその他のスポーツ場の排水その他の土工施設	三十
水泳プール	三十